

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、「障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定障害児相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

## 1、事業者の概要

名 称	社会福祉法人 聖樹の杜
所 在 地	〒041-1111 亀田郡七飯町本町3丁目18番12号
電 話 番 号	(0138) 65-8000
代表者の氏名	理事長 秋田 広樹

## 2、事業所の概要

名 称	にじのはし
事業所所在地	〒041-1111 亀田郡七飯町本町3丁目18番12号
サービスの主たる対象者	障害児
事業所番号	(特定) 0131501140 (児童) 0171502131
電 話 番 号	(0138) 65-3800
相 談 担 当 者	相談担当者氏名 : 秋田 広樹 相談担当者氏名 : 上田 莉乃 相談担当者氏名 : 奥田 ひろみ 相談担当者氏名 : 加藤 大和
事業所の通常の事業実施地域	七飯町 函館市 北斗市
目 的	利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。
運 営 方 針	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な保険、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。 事業に当たっては関係法令等を遵守し、利用者の所在する市町及び福祉サービス等を提供する者との連携に努めます。

第三者評価の実施状況	なし
------------	----

### 3、事業所窓口の営業日及び営業時間・相談支援受付時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、祝祭日・年末年始7日程度を除く。
営業時間	午前9時から午後5時まで

### 4、職員の体制

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名		事業の管理運営
相談支援専門員	4名		相談支援

(1)サービス等利用計画又は障害児支援利用計画(以下、「サービス等利用計画等」という。)の作成。

利用者本人やご家族の居宅等を訪問し、心身の状況や生活環境を理解し、把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等に係る福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画等を作成します。

(2)便宜の供与。

利用者及びその家族等とサービス等利用計画等に記載のとおり、各事業所のサービスが提供されているか、モニタリングをして経過について確認し把握します。

各事業のサービス等利用計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業所等との連絡調整を行います。

(3)各事業のサービス等事業計画等の変更

利用者がサービス等計画等の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画等を変更します。

(4)サービス等利用計画等作成の手順

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画等の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行い

		ます。
3	サービス等利用計画案	把握された解決すべき課題等に対応するために、適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載した計画を作成します。
4	サービス等利用計画案等の説明・交付	サービス等利用計画案等の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。また、サービス等利用計画案等を利用者等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案等の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案等の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	サービス等利用計画等の交付	完成したサービス等利用計画等を利用者及びその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(5)継続サービス利用支援

1	モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス等利用計画等の実施状況を把握します。また、市町が決定したモニタリング期間毎に利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定又は通所給付決定に係る申請の勧奨を行います。
2	サービス等利用計画等の変更	サービス等利用計画等を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(4)の1～3及び5～7に規定された業務を行います。

6、利用料等に関する事項

- (1) 指定相談支援にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町から直接受領するため、利用者の自己負担分はありません。
- (2) 通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、公共交通機

関を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする

なお、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

① 事業所から片道20キロメートル未満 400円

② 事業所から片道20キロメートル以上 700円

(3) 上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けることにします。

(4) 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証((2)については領収書)を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

#### 7、虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 相談支援専門員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

#### 8、その他運営に関する重要事項

(1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。

(2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

(4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。

(5) 提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置します。

(6) 提供した相談支援に関し、市町が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとします。

#### 9、緊急時の対応について

利用者への支援の提供中に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者及びその家族が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### 10、事故発生時の対応について

利用者への支援の提供により事故が発生した場合は、道、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 1 1、身分証携行義務

指定相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を掲示します。

### 1 2、苦情等の受付について

当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談  
サービスに対する苦情やご意見、サービス利用計画の作成に関するご相談、ご利用者様の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けております。

#### <苦情受付窓口（担当者）>

職・名 : 児童発達支援管理責任者 秋田 千浪  
電 話 : (0138) 65-3800  
住 所 : 亀田郡七飯町本町3丁目18番12号

#### <苦情解決責任者>

職・名 : 管理者 上田 莉乃  
電 話 : (0138) 65-3800  
住 所 : 亀田郡七飯町本町3丁目18番12号

#### <行政機関その他苦情受付機関>

##### ○第三者委員会

- ・掛川 弘子（七飯町民生委員 主任児童委員）
- ・松田 聡 （行政書士）
- ・安保 麻美（七飯ほんちょう保育園 卒園児保護者代表）

##### ○北海道社会福祉協議会北海道福祉サービス運営適正化委員会

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道社会福祉総合センター（かでの2・7）3階

電 話 : 011-204-6310

F A X : 011-204-6311

上記内容について、にじのはしが提供する計画相談支援事業に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人 聖樹の杜  
住 所 亀田郡七飯町本町3丁目18番12号  
事業所名 にじのはし

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、にじのはしにおける計画相談支援事業の利用開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

保護者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_